

資料NO 7	経済建設常任委員会 所管事務調査報告事項	水道部 経営管理課
-----------	-------------------------	--------------

(平成28年12月9日)

(仮称) 恵庭市公営企業経営審議会の設置について

1. 現状と課題

恵庭市公営企業では、現在、審議会等の諮問機関を設置していないため、水道ビジョンなど各種計画の策定においては、パブリックコメントによる市民意見の反映、また、料金等制度の検証や改定については、恵庭市公共料金等審議会において、審議して頂いております。

各種計画の策定においては、広く市民に計画段階から参画していただき、より多くの意見を基に計画を検討する必要があることや、料金制度についても、安定的な水道経営を図るうえで経営上の重要事項など審議内容が専門的であり高度化することが課題となっていました。

2. 課題解消に向けて

(仮称) 恵庭市公営企業経営審議会を新たに設置することにより、市民の各種計画策定への参画だけでなく、予算・決算においても、広く意見を聞くことが可能であり、さらには、料金及び手数料の検証や改定等においても、より専門的な審議が可能になる等課題を解消することで、公営企業の適正かつ効率的で安定した経営を図ることとしたい。

3. 概要

(1) 組織名称 (仮称) 恵庭市公営企業経営審議会

(2) 設置目的

水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営に資するため、恵庭市公営企業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(3) 所掌事項

上下水道事業に関し、管理者（市長）の諮問に応じ、上下水道事業の経営に関する重要事項について、調査及び審議し答申するほか、予算、決算、条例の制定等について、助言する。

(4) 委員数 10名以内

(5) 主な審議事項

□上下水道事業の概要について

□各種計画について

□上下水道料金について

□その他上下水道に関連すること

※年2～3回の開催予定

4. スケジュール

□平成29年3月 第1回定例会において、条例等の議案提出

□平成29年4月～6月 一般公募も含め、委員の募集・決定。

□平成29年7月 審議会発足

資料 No.	経済建設常任委員会 所管事務調査報告事項	水道部 水道課
10		(平成28年12月9日)

水道メーター受信器の不具合の対応について

■報告概要

水道事業において本年度購入し、検定満期メーター取替工事に使用した水道メーターの一部に受信器の液晶表示が消えるなどの不具合が発生しました。

故障発生に伴って、適宜取替修理を行うとともにメーカーによる故障原因調査を行った結果、製造過程の問題による現象と判明したため、その取扱いについて協議しておりましたが、メーカーから全数交換する旨の申し出がありましたので報告いたします。

■購入状況

事業名：水道メーター購入（4・5月分）

納入業者：東洋計器（株）札幌支店

購入金額：29,742,768円

契約期限：4月1日～5月26日

物品名称：電子式及び直読式メーター、Φ13～Φ100、2,496個
(内、該当メーターは電子式メーター2,284個)

■不具合発生の状況

1. 検針員から検満工事において取替済みのメーター受信器の表示が消えている又は薄いなどの報告により、メーカーによる取替修理を行いました。(6月～11月で計24個)
2. 製造メーカーである東洋計器（株）品質管理部において、故障交換した受信器の調査解析を行いました。
3. 調査の結果、液晶パネルメーカーの製造過程において、液晶ガラスを固定する端子の締め付け状態にはらつきが生じ、温度変化により電気の導通性が不安定になったことが原因と推察されると報告がありました。

■対応方法

2,200個あまりの受信器を全数交換することとしますが、軒先での作業となり落雪などによる危険があることから、春先に実施することとします。

なお、受信器交換完了までは検針員からの報告により、メーカーサービスマンがすぐに交換に出向く体制とし、誤検針、誤請求が発生しないようにいたします。

■スケジュール

	平成28年										平成29年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
購入		➡												
工事			➡											
調査					➡									
周知										➡				
交換												➡		

資料NO	経済建設常任委員会 所管事務調査報告事項	水道部 経営管理課
8		

(平成28年12月9日)

恵庭市水道事業経営戦略の進捗管理について

1. 経営戦略の進捗管理（モニタリング）

恵庭市水道事業経営戦略（以下、経営戦略という。）は、中長期的な経営の安定と設備投資の最適化による適切な財源確保を目的とした投資・財政計画として、平成27年4月に策定しました。

計画期間は平成27年度から平成36年度までの10年間となっていますが、経営状況の変化に対応するため隨時フォローアップを行うこととしており、当初計画値と平成27年度決算、平成28年度予算を反映させた数値との差を明らかにすること及び平成27年度水道事業の主な取組をご説明することで、計画の進捗管理（モニタリング）を行います。

2. 経営戦略の主な進捗状況

(1) 「第3章 経営方針（安心、安定、持続、環境）」にかかる事項

平成27年4月より千歳川浄水場からの受水を開始し、漁川と千歳川による水源の2系統化が実現し、事故や災害時の安心を確保する体制が整いました。

また、平成27年4月に恵庭浄水場を廃止し、不要設備については、平成27～28年度の2か年で撤去工事を実施しています。また、浄水場関連の企業債の未償還残高725,917千円についても平成27年9月に繰上償還しており、後年度の利子負担が軽減されました。

平成27年度の施設整備においては、計画に基づき、老朽管路の布設替6,481.4mを実施しています。

(2) 「第5章 投資・財政計画」「第6章 今後の経営状況」にかかる事項

投資・財政計画について、平成27年度決算及び平成28年度予算だけでなく、減価償却費長期前受金、企業債償還金等、後年度の負担に影響するものについても反映しています。

これらを反映した結果、当年度純利益につきましては、H29年度からH33年度の5年間は当初計画値よりも5百万円程度減益となったものの、その後のH34年度～H36年度の3年間においては、長期前受金戻入の増加や支払利息の減少などにより、若干の増益となっており、収益力はほぼ当初計画値程度に回復しています。また、期末現金残高につきましては、当初計画値より減少していますが、企業債残高がそれ以上に減少していることから、特に大きな影響はないと考えられます。

これらより経営戦略に記載しています「今後の経営状況」に変更はございません。

(3) 「第7章 効率化・経営健全化の取組」にかかる事項

平成27年度からは配水池遠隔監視業務を水道企業団に委託することで広域化を推進し、また、計画どおり管路耐震化にかかる一般会計からの繰入を実施しました。

3. 今後について

今回は経営戦略策定後、決算初年度であり当初計画に見込んでいたことも多かったことから、当初計画に大きな変更はありませんでした。

引き続き、水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、よりいっそう効率的な企業運営を図ってまいります。

経営戦略当初計画額とH27年度決算反映額

1. 損益勘定(税抜き)

【表の見方】上段:H27決算等反映額、中段:当初計画額、下段:差額(当初-反映値)、ただし、H27の上段(はH27決算額、H28の上段(はH28予算額

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
(1)収益的収入	(1,502,509)	(1,668,771)	(1,500,197)	(1,497,678)	(1,499,159)	(1,493,076)	(1,487,327)	(1,482,217)	(1,479,499)	(1,469,363)
1,487,199	1,493,647	1,491,274	1,488,755	1,490,236	1,484,153	1,473,294	1,470,576	1,460,440	1,460,440	1,460,440
(15,310)	(175,124)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)	(8,923)
営業収益	(1,440,664)	(1,609,388)	(1,439,157)	(1,437,527)	(1,439,547)	(1,434,257)	(1,430,357)	(1,426,477)	(1,426,207)	(1,418,697)
1,428,386	1,433,090	1,431,450	1,429,820	1,431,840	1,426,550	1,422,650	1,418,770	1,418,500	1,410,990	1,410,990
(12,278)	(176,298)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)	(7,707)
給水収益	(1,335,726)	(1,322,680)	(1,339,040)	(1,337,410)	(1,339,430)	(1,334,140)	(1,330,240)	(1,326,360)	(1,326,090)	(1,318,580)
(5,789)	(5,789)	(△18,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
営業外収益	(61,845)	(59,383)	(61,040)	(60,151)	(59,612)	(58,819)	(56,970)	(55,740)	(53,292)	(50,666)
58,813	60,557	59,824	58,935	58,396	57,603	55,754	54,524	52,076	49,450	49,450
(△3,032)	(1,174)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)	(△1,216)
特別利益	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)収益的支出	(1,576,162)	(1,755,633)	(1,486,025)	(1,493,466)	(1,503,025)	(1,511,591)	(1,517,977)	(1,519,952)	(1,522,419)	(1,527,641)
1,724,697	1,460,866	1,471,860	1,479,385	1,489,028	1,497,514	1,503,691	1,514,516	1,520,096	1,523,123	1,523,123
(△148,535)	(294,767)	(14,165)	(14,081)	(13,997)	(14,077)	(14,286)	(14,286)	(14,286)	(14,286)	(14,286)
営業費用	(1,375,770)	(1,610,245)	(1,433,567)	(1,441,584)	(1,452,756)	(1,460,026)	(1,468,438)	(1,471,100)	(1,473,845)	(1,478,257)
1,430,401	1,408,150	1,418,724	1,426,661	1,437,753	1,444,943	1,453,150	1,464,676	1,470,557	1,472,802	1,472,802
(△54,631)	(202,095)	(14,843)	(14,923)	(15,003)	(15,083)	(15,288)	(16,424)	(16,424)	(16,424)	(16,424)
受水費	(741,071)	(741,714)	(740,054)	(739,997)	(741,965)	(739,881)	(739,743)	(739,606)	(741,494)	(739,331)
741,891	740,112	740,054	739,997	741,965	739,881	739,743	739,606	741,494	739,331	739,331
(△820)	(1,602)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
減価償却 資産減耗費	(341,577)	(351,640)	(382,303)	(390,377)	(399,581)	(408,935)	(417,485)	(420,284)	(421,141)	(427,716)
350,254	359,788	370,420	378,414	387,538	396,812	405,157	416,820	420,813	425,221	425,221
(△8,677)	(△8,148)	(11,883)	(11,963)	(12,043)	(12,123)	(12,328)	(13,464)	(13,464)	(13,464)	(13,464)
営業外費用	(62,800)	(61,638)	(51,458)	(50,882)	(49,269)	(50,565)	(48,539)	(47,852)	(47,574)	(48,384)
74,861	51,716	52,136	51,724	50,275	51,571	49,541	48,840	48,539	49,321	49,321
(△12,061)	(9,922)	(△678)	(△842)	(△1,006)	(△1,006)	(△1,006)	(△1,006)	(△1,006)	(△988)	(△988)
特別損失	(137,592)	(83,750)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
219,435	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(△81,843)	(82,750)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(3)当年度純利益 (△損失)	(△73,654)	(△86,862)	(14,172)	(4,212)	(△3,866)	(△18,515)	(△30,650)	(△37,735)	(△42,920)	(△58,278)
△237,498	32,781	19,414	9,370	1,208	△13,361	△25,287	△41,222	△49,520	△62,683	△62,683
(163,844)	(△119,643)	(△5,242)	(△5,158)	(△5,074)	(△5,154)	(△5,363)	(△3,487)	(△6,600)	(4,405)	(4,405)

(1)収益的収入

- H29年度以降の給水収益及び営業収益について
H27年度の給水収益の決算額は、当初計画比+5,789千円の増額となっていますが、全体に対する割合では、+0.4%と影響が小さいこと並びに計画策定期以降、特殊要因も無いことから、H29年度以降の給水収益及び営業収益については、引き続き当初計画どおりとしています。
- H28年度の営業収益(当初計画比+176,298千円)及び営業費用(当初計画比+202,095千円)の主な要因について
当初計画策定期には詳細未定であった(仮称)恵庭市第2庁舎建設事業の詳細がある程度判明したことにより、一般会計分からの受託事業として、事業費176,451千円が、営業収益及び営業費用に新たに計上されたため、当初計画比増加となっています。
- H29年度以降の営業外収益について
(仮称)恵庭市第2庁舎建設事業費の計上に伴い、H29年度以降の長期前受金戻入(営業外収益)が増加しています。

(2)収益的支出

- H29年度以降の受水費について
受水費は、当初計画とH27決算及びH28予算との差額は小額であり、給水収益と同様にH29年度以降は当初計画どおりとしています。
- H29年度以降の減価償却費について
(仮称)恵庭市第2庁舎建設や水道料金・財務システム導入の影響により増加。特に水道料金・財務システムについては、耐用年数が5年と短く、H29～H33年度に12,580千円を計上していることを主な要因として増加しています。
- H29年度以降の営業外費用について　…　企業債残高の減少等により支払利息が減少。
- H27年度及びH28年度の特別損失について
恵庭浄水場の撤去事業について、当初H27年度のみで実施予定だったものが、一部H28年度で実施されることになったことに伴い、H27年度分が81,843千円減少し、H28年度分が82,750千円増加となっています。

(3)当年度純利益(△損失)

- H27年度及びH28年度について
浄水場撤去事業が、一部H27年度からH28年度へ変更になりましたことにより、H27年度が増加、H28年度は減少しています。
- H29年度以降について
収益的収入額・支出額が変動した結果、純利益はH29年度からH33年度までは5百万円程度の減少となっているものの、H34年度以降は、3,487千円から6,600千円の増加となっています。

2. 資本勘定(税込み)

【表の見方】上段:H27決算等反映額、中段:当初計画額、下段:差額(当初-反映値)、ただし、H27の上段はH27決算額、H28の上段はH28予算額

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
(4)資本的収入	(288,931) 306,154 (△17,223)	(415,577) 309,936 (105,641)	(254,393) 252,436 (1,957)	(249,000) 249,000 (0)	(249,000) 249,000 (0)	(249,000) 249,000 (0)	(249,000) 249,000 (0)	(249,000) 249,000 (0)	(249,000) 249,000 (0)	(220,500) 220,500 (0)
企業債	(260,600) 281,000 (△20,400)	(274,200) 287,700 (△13,500)	(222,000) 230,200 (△8,200)	(243,600) 243,600 (0)	(243,600) 243,600 (0)	(243,600) 243,600 (0)	(243,600) 243,600 (0)	(243,600) 243,600 (0)	(243,600) 243,600 (0)	(134,100) 134,100 (0)
他会計出資金	(17,000) 17,002 (△2)	(27,600) 16,836 (10,764)	(26,993) 16,836 (10,157)	(26,993) 16,836 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)
(5)資本的支出	(1,345,742) 1,368,604 (△22,862)	(881,859) 667,061 (214,798)	(595,694) 592,154 (3,540)	(602,886) 599,346 (3,540)	(611,662) 608,122 (3,540)	(622,498) 618,958 (3,540)	(638,102) 635,198 (2,904)	(617,767) 615,297 (2,470)	(698,370) 696,177 (2,193)	(587,935) 586,024 (1,911)
建設改良費	(441,651) 480,348 (△38,697)	(728,984) 512,880 (216,104)	(436,180) 432,640 (3,540)	(437,840) 434,300 (3,540)	(457,750) 454,210 (3,540)	(463,460) 459,920 (3,540)	(465,630) 462,090 (3,540)	(446,940) 443,400 (3,540)	(544,370) 540,830 (3,540)	(469,260) 465,720 (3,540)
水道施設整備費	(349,399) 354,087 (△4,688)	(532,517) 403,970 (128,547)	(335,550) 332,010 (3,540)	(335,550) 332,010 (3,540)	(335,550) 332,010 (3,540)	(335,550) 332,010 (3,540)	(335,550) 332,010 (3,540)	(335,550) 332,010 (3,540)	(425,550) 422,010 (3,540)	(351,550) 348,010 (3,540)
メータ一設置費	(89,962) 121,857 (△31,895)	(120,987) 107,610 (74,180)	(100,630) 100,630 (0)	(98,790) 98,790 (0)	(109,600) 109,600 (0)	(127,910) 127,910 (0)	(130,080) 130,080 (0)	(108,890) 108,890 (0)	(110,520) 110,520 (0)	(107,710) 107,710 (0)
固定資産購入費	(2,291) 4,404 (△2,113)	(75,480) 1,300 (0)	(0) 3,500 (0)	(3,500) 12,600 (0)	(12,600) 12,600 (0)	(0) 0 (0)	(0) 0 (0)	(2,500) 2,500 (0)	(8,300) 8,300 (0)	(10,000) 10,000 (0)
企業債償還金	(904,091) 888,256 (15,835)	(152,875) 154,181 (△1,306)	(159,514) 159,514 (0)	(165,046) 165,046 (0)	(153,912) 153,912 (0)	(159,038) 159,038 (0)	(172,472) 173,108 (△636)	(170,827) 171,897 (△1,070)	(154,000) 155,347 (△1,347)	(118,675) 120,304 (△1,629)
(6)資本的収支差引 (△不足額)	(△1,056,811) △1,062,450 (5,639)	(△466,282) △357,125 (△109,157)	(△341,301) △339,718 (△1,583)	(△348,493) △346,910 (△1,583)	(△362,662) △359,122 (△3,540)	(△373,498) △369,958 (△3,540)	(△389,102) △386,198 (△2,904)	(△368,767) △366,297 (△2,470)	(△449,370) △447,177 (△2,193)	(△367,435) △447,177 (△2,193)
(7)内部留保資金残額	(808,614) 620,852 (187,762)	(598,067) 632,566 (△34,499)	(622,001) 653,999 (△31,998)	(637,956) 670,932 (△29,333)	(642,471) 658,946 (△28,461)	(631,357) 629,075 (△27,589)	(602,990) 615,498 (△26,085)	(591,337) 526,342 (△24,161)	(504,359) 507,239 (△21,983)	(487,688) △365,524 (△19,551)
(8)企業債残高	(1,739,454) 1,775,689 (△36,235)	(1,860,779) 1,909,208 (△48,429)	(1,923,265) 1,979,894 (△56,629)	(1,980,219) 2,045,048 (△64,829)	(2,069,907) 2,134,736 (△64,829)	(2,154,469) 2,219,298 (△64,193)	(2,225,597) 2,289,790 (△63,123)	(2,298,370) 2,361,493 (△61,776)	(2,387,970) 2,449,746 (△61,776)	(2,403,395) 2,463,542 (△60,147)
(9)期末現金残高	(1,181,156) 947,950 (233,206)	(964,110) 908,071 (56,039)	(873,969) 892,429 (△18,460)	(884,961) 904,399 (△14,923)	(889,476) 904,756 (△14,051)	(878,362) 892,413 (△12,547)	(841,480) 854,027 (△7,586)	(749,447) 757,033 (△5,408)	(662,469) 667,877 (△5,408)	(645,798) 648,774 (△2,976)

(4)資本的収入

- H27年度企業債について … 事業費の減少に伴い、当初計画より20,400千円減少
- H28年度からH30年度の他会計出資金について

管路耐震化(安全対策)事業の対象事業が当初計画により増加したことにより増加を見込んでいます。

(5)資本的支出

- H27年度の建設改良費について … 事業費の減少に伴い当初計画より38,697千円減少。
- H28年度の建設改良費について … (仮称)恵庭市第2庁舎建設費用の増加、水道料金・財務システムの導入等により、当初計画により216,104千円増加。
- H29年度以降の建設改良費について … 人件費について、H28年度ベースとした増加分3,540千円を加算。それ以外は当初計画どおり。
- 企業債償還金(元金)について

H27年度に実施した繰上償還額が当初計画より多かったこと等により、H33年度以降は636千円～1,629千円減少。

(6)資本的収支差引について

- H27年度について … 建設改良費の減などにより、資本的収支の不足額は、当初計画より5,639千円圧縮。
- H28年度について … 第2庁舎建設費やシステム導入費などにより資本的収支の不足額は、109,157千円増加。
- H29年度以降について … 事務費の増加などにより、毎年2～3百万円程度の増加。

(7)内部留保資金残額について

- H27年度について … 建設改良費の減少や特別損失(浄水場撤去費用)のH28年度への繰り延べにより当初計画により187,762千円増加。
- H28年度について … 庁舎建設費用やシステム導入、特別損失の前年からの繰り延べにより34,499千円減少。
- H29年度以降について … H28年度以降当初計画より少なめに推移していますが、徐々に減少額は圧縮されています。

(8)企業債残高

- H27年度について … 当初計画に比べ、事業費減少に伴う借入額減少、浄水場廃止に伴う企業債の繰上償還額増加等により少なく推移
- H29年度以降について … 每年当初計画より少なく推移していますが、毎年同程度の金額であり、増減額は小さい。

(9)期末現金残高

- H27年度は当初計画により大幅に増加していますが、H28年度の支消額が多いこと等により、H29年度では当初計画により18,460千円のマイナスとなっています。その後、徐々にマイナス幅は圧縮され、最終のH36年度では計画直とほぼ同程度となっています。

(平成 28年 12月9日)

私道に対する公共下水道布設取扱要綱について

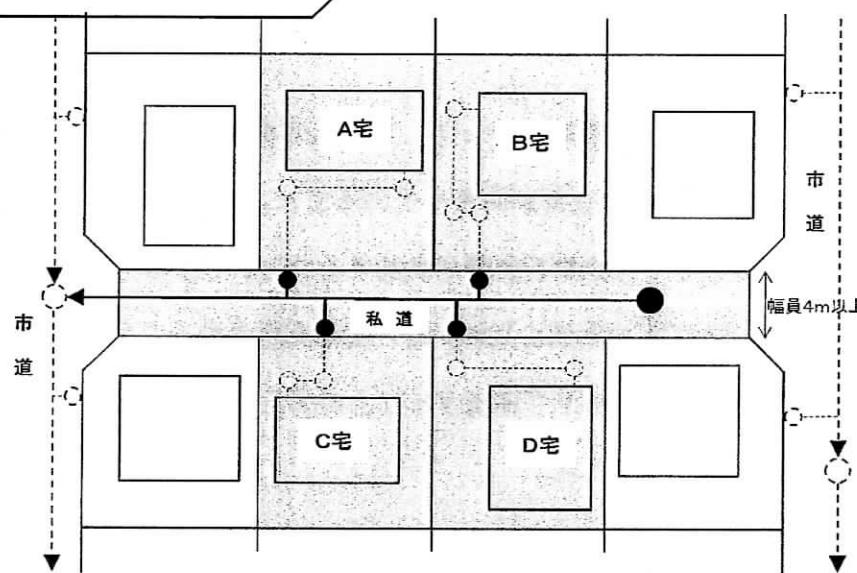
1. 目的・背景

公共下水道は公道へ布設することが一般的ですが、生活環境の向上を目的として過去において、私道に対しても布設してきた経緯があります。しかしながら、私道への布設要件や維持管理さらには手続きなどについても明確な取り決めが無く、新たな布設希望者への対応に苦慮する状況が生じておりました。これらを解消するために、過去の経緯や他自治体の事例を参考に、この度、新たに要綱を制定しました。

2. 私道での公共下水道整備

	私道延長	整備延長		整備率		備考
		雨水	污水	雨水	污水	
合流地区	2,400m		2,200m		91.7%	
分流地区	4,300m	870m	3,500m	20.2%	81.4%	

3. イメージ図



恵庭市私道に対する公共下水道布設取扱要綱

平成28年9月12日

(目的)

第1条 この要綱は、私道に下水道管を布設する場合の取扱いについて必要な事項を定め、下水道の整備を図り、もって私道沿線住民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(布設対象)

第2条 公共下水道を布設することができる私道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「下水道管理者」という。）が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 公共下水道事業計画区域内であること。
- (2) 土地登記簿上分筆されており、地目が公衆用道路であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による位置指定を受けた道路であること。
- (4) 道路幅員が4メートル以上であること。
- (5) 両端又は一端が公共下水道が整備された公道（国道、道道及び市道をいう。）又は私道（公共下水道に係る地上権を設定しているものに限る。）に接続し、通り抜けができること。
- (6) 常時車両通行可能な状況であること又は常時車両通行可能となる維持管理の体制を有していること。
- (7) 公道に面する角地を除き、所有者の異なる家屋又は宅地が2以上面していること又はその予定があること。
- (8) 公共下水道の設置及び維持管理について、私道の所有者その他の権利を有する者（以下「所有権者等」という。）の全員が同意していること。
- (9) 公共下水道が存置している期間を無償で使用することができるものであること。
- (10) 公共下水道の建設及び維持管理に支障が無い現場状況であること。
- (11) 布設する公共下水道が自然流下で接続することが想定できること。
- (12) 地上権の設定が可能であること。
- (13) 公共下水道の布設を希望する者は、公共下水道の布設後、公共下水道を利用する旨の意思を有していること。

(申請)

第3条 公共下水道の布設を希望する者は、代表者を定め、恵庭市公共下水道 私道布設申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して下水道管理者に提出しなければならない。

- (1) 恵庭市公共下水道 私道布設申請者名簿（様式第2号。以下「申請者名簿」という。）
- (2) 土地（私道）使用承諾書（様式第3号）
- (3) 当該私道の位置図、現況写真、公図の写し及び登記事項証明書
- (4) その他下水道管理者が必要と認める書類

2 申請者名簿に記載する者は、前条第1項第13号に規定する希望すべてとする。

(可否の決定)

第4条 下水道管理者は、申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、布設の可否を決定したときは、恵庭市公共下水道 私道布設決定書（様式第4号。以下「決定書」という。）により代表者に通知するものとする。

2 前項により公共下水道の布設が可となり、代表者が決定書を受理した場合は、次に掲げる書類を下水道管理者に提出するものとする。

- (1) 第2条第12号に規定する地上権の設定を行う場合は、印鑑登録証明書及び地上権の設定に必要と認める書類
- (2) その他私道に対し公共下水道を布設するために必要と認める書類

3 第1項に規定する公共下水道の布設は、予算の範囲内でこれを行うものとする。

(路面の復旧)

第5条 第3条の規定による申請を受け、実施した公共下水道布設工事後の路面は、下水道管理者が原形復旧するものとする。

(維持管理等)

第6条 申請を受け布設した公共下水道（老朽化等に伴う布設替えを含む。以下「布設下水道」という。）は、下水道管理者の所有物とする。

2 布設下水道の維持管理は、下水道管理者が行い、当該布設下水道がある私道の所有権者等はこれに協力するものとする。

3 布設下水道がある私道の維持管理は、所有権者等が行うものとする。

4 布設下水道がある私道の現況を所有権者等が変更するときは、あらかじめ下水道管理者と協議しなければならない。

5 布設下水道に対し、新たに公共下水道の使用の申し出があるときは所有権者等はこれを拒んではならない。

6 布設下水道の全部又は一部を移設し、又は撤去しようとするときは、下水道管理者の承認を受けなければならない。この場合において、当該移設又は撤去の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 布設下水道がある私道の所有権者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 布設下水道がある私道上に工作物を設置する等、公共下水道の維持管理上支障をきたす行為をしないこと。

(2) 布設下水道がある私道の所有権を他人に譲渡し、又は所有権以外の権利を設定若しくは譲渡する場合は、譲渡人その他新たに権利を取得する者に対し、公共下水道としての用地の使用を継承すること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月12日から実施する。